

令和元年度広尾町議会決算審査特別委員会 第3号

令和2年9月16日（水曜日）

開議 午前10時00分

1、委員長（旗手） ただいまから、決算審査特別委員会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

審査番号8、9款教育費を審査します。決算書は160ページから193ページ、主要施策等説明資料は133ページから172ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

山岸管理課長。

1、管理課長（山岸） それでは、教育委員会管理課の関係部分についてご説明をさせていただきます。

初めに、節における不用額50万円以上と5万円以上の予備費の充用でございます。

決算書162ページ、163ページをお開き願います。

9款1項2目3節職員手当等においてでございます。260万2,031円の不用額を生じております。これは主に時間外勤務手当で249万3,158円の不用額となっております。要因は、コロナウイルス感染症予防対策により行事等が中止となり、執行残が生じたものでございます。

同じページで、9款1項2目7節賃金であります。51万7,249円の不用額を生じております。これは主にスクールバス運転手賃金で、48万8,780円の不用額となっております。要因は、コロナウイルス感染症予防対策により臨時休校となり、執行残が生じたものでございます。

次に、166ページ、167ページをお開き願います。

9款1項4目11節需用費においてであります。156万7,682円の不用額を生じております。これは主にスクールバス等燃料費とスクールバス等修繕料で、合わせて89万3,459円の不用額となっております。要因は、コロナウイルス感染症予防対策により臨時休校となったものでございます。

次に、168ページ、169ページをお願いいたします。

9款2項1目11節需用費であります。134万9,816円の不用額を生じております。これは主に燃料費と光熱水費で、106万8,187円の不用額となっております。こちらにつきましても、コロナウイルス感染症予防対策により臨時休校となったことにより、執行残が生じたものでございます。

次に、172ページ、173ページをお願いいたします。

9款3項1目11節需用費において、82万9,642円の不用額が生じております。こちらについても、コロナウイルス感染症予防対策により臨時休校となったことで執行残が生じたものでございます。

次に、174ページ、175ページで、9款3項2目19節の負担金補助及び交付金において168万2,440円の不用額が生じております。こちらのほうも、コロナウイルス感染症予防対策により各事業が中止となったことにより、執行残が生じたものでございます。

すみません。ページのほう戻っていただきまして、168 ページ、169 ページでございます。

9 款 2 項 1 目 11 節需用費においての予備費の充用、88 万 3,000 円の予備費充用額でございます。これは令和元年度の電気代の支払い方法が変更となり、不足を生じたためでございます。

それでは、令和元年度事業の主要な施策等説明資料により主な事業を説明させていただきます。

144 ページをお願いいたします。

事業番号 5 番、学校施設改築事業でございます。豊似小学校旧校舎の解体工事及び外構工事等により、学校環境の整備を図ったものでございます。事業の概要、事業費は、記載のとおりでございます。

以上、説明とさせていただきます。

1、委員長（旗手） 小川社会教育課長。

1、社会教育課長（小川） 決算書の 176 ページ、177 ページをお願いします。

9 款 4 項 1 目社会教育総務費、19 節負担金補助及び交付金に 134 万 9,916 円の不用額です。内容ですけれども、179 ページ備考欄上段の広尾町中高生等海外派遣推進協議会交付金です。高校生の海外派遣におきまして、生徒 4 名、引率 2 名の予算に対しまして生徒 2 名、引率 1 名の参加にとどまったことによります。

次に、182 ページ、183 ページをお願いします。

9 款 4 項 3 目図書館・児童福祉会館費、備考欄の 18 節です。備品購入費に 5 万円の予算流用になります。内容ですけれども、図書館のインクジェットプリンターが故障しました。修理に一月以上かかるため、11 節の燃料費から予算を流用し、購入したものです。

次に、184 ページ、185 ページをお願いします。

9 款 5 項 1 目保健体育総務費、備考欄の 02 保健体育一般経費の 19 節です。負担金補助及び交付金に 73 万 3,000 円の予備費充用です。内容につきましては、9 月の定例会後に広尾高校陸上部全道大会出場が決まりました。函館市までの旅費 12 名分の支出が必要となり、予備費を充用しました。

次に、186 ページ、187 ページをお願いします。

9 款 5 項 2 目体育施設費の 11 節需用費に 52 万 3,500 円の不用額です。内容ですけれども、コロナウイルス感染対策としまして、体育施設の利用自粛に伴いまして、光熱水費に 34 万 9,339 円の不用額が発生したものです。

次に、主要な施策等説明資料 158 ページをお願いします。

9 款 4 項 1 目社会教育総務費の事業番号 8 番、社会教育施設整備事業の（1）、社会教育施設改修事業です。シーサイドパークの自家用電気工作物の改修工事を行ったもので、博物館等への高圧電線の絶縁不良が見られたため、高圧線の張り替え工事を実施したものです。事業費につきましては、記載のとおりです。

次に、164 ページをお願いします。

9 款 4 項 3 目図書館・児童福祉会館費の事業番号 5 番、児童福祉会館整備事業の（1）、児童福祉会館改修事業です。児童福祉会館のボイラー改修工事でありまして、老朽化した温風暖房機を改修

したものです。事業費等につきましては、記載のとおりです。

以上です。

1、委員長（旗手） 山岸学校給食センター所長。

1、学校給食センター所長（山岸） それでは、学校給食費について説明をさせていただきます。

初めに、節における 50 万円以上の不用額について説明いたします。

決算書の 188 ページ、189 ページをお願いいたします。

9 款 6 項 1 目学校給食費の下から 3 段目、7 節賃金で 57 万 9,110 円の不用額が生じております。これは賃金の確定により不用額が生じたものであります。

次に、同じページ、一番下、11 節需用費で 185 万 3,695 円の不用額が生じております。これは、新型コロナウイルス感染予防対策として 2 月下旬から 3 月にかけて臨時休校となったことによりまして、給食を停止したことで、主に燃料費及び光熱水費に不用額が生じたものであります。

次に、190 ページ、191 ページをお願いいたします。

上から 5 段目、16 節原材料費で 225 万 2,366 円の不用額が生じております。これにつきましても、臨時休校により給食を停止したことによりまして不用額が生じたものであります。

次に、主要な施策について説明させていただきます。

説明資料の 172 ページをお願いします。

1 目学校給食費、事業番号 3 番の備品購入事業です。(1)のコンビスチーマー購入事業から(2)、食缶下洗機購入事業、(3)、消毒保管機購入事業、(4)、食油濾過器購入事業までのこの 4 件につきましては、25 年以上使用してきた既存の厨房機器の老朽化によりまして、それぞれ更新したもので、安定した給食の提供、厨房機器の維持管理を図ったものでございます。事業費については、記載のとおりであります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

1、委員長（旗手） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。9 款教育費に対する質疑の発言を許します。

前崎委員。

1、委員（前崎） 説明資料の 133 ページ、教育総務費の関係で、教員補助員配置事業がございまして、この中で広尾小学校、中学校に教員補助員を 6 名配置していますけれども、昨年度も 6 名で金額が 1,518 万 3,108 円、同じ定数で 300 万円程度減額になっていますけれども、その要因と、あわせて、例えば平成 28、平成 29 年度、この教員補助員が 8 名配置をされておりまして、それぞれ事業費も 2,205 万円、1,943 万 6,000 円という形で事業費を見ておりますけれども、この平成 28、29 年度から比べると配置数も 2 名減っておりまして、事業費も令和元年度と平成 28 年で比べると 1,000 万円近く減額になっておりますけれども、この要因についてご説明いただきたいと思います。

次、140 ページなのですが、学校教育推進補助事業の大きな事業の中で、広尾高校の生徒の遠距離通学費助成、令和元年度は、これについては 4 キロ以上の遠距離から通学する方に対する助成ということなのですが、大体、令和元年度が 14 名、平成 30 年度が 13 名という形で、このような数字で推移しておりますけれども、当然、野塚、豊似等の方も含まれていると思うので

すけれども、町外の利用者、それぞれ何人になっているのか。

あと、その下の広尾高校生徒の下宿費の助成なのですからけれども、月額5万円を上限とするということで、一般的に、いわゆる住宅補助といいますか、居住費の助成については、例えば2分の1助成をして上限を設けるというようなパターンがありますけれども、本町は多分これは5万円まで全額だというふうに思うのですけれども、管内の状況を含めて、その点についてもう少し詳しくご説明いただきたいと思います。

あと、この下宿生の利用者数と、当然町内の方はいませんが、出身町村の利用状況、これらについてもご説明いただきたいと思います。

それから次、141 ページの財産管理費の教員住宅整備事業で、令和元年度は総額で 484 万 2,446 円となっていて、今までも第5次まちづくり推進計画の中でも毎年度の教員住宅の住宅環境整備、大体 500 万円、計画として計上されておりますけれども、以前からも何回か聞いておりますけれども、いわゆるお風呂等については昨年度前に全部整備が終わったということで、今回は主に屋根の改修とか玄関ドアの改修等に力点を置いていますけれども、例えば高校の教員住宅なんかは当然屋根の補修もしていますけれども、壁の塗装も定期的にされておりますけれども、特に私も全ては把握していませんけれども、丸山通北5丁目、6丁目の教員住宅については、かなり壁の色がもう黒ずんでいるといいますか、そういった意味では、環境整備、これを早急にやったりする必要があるかと思うのですけれども、この点について今までの計画ですとか、こういった検討を重ねてきたのか、これについてもご説明いただきたいと思います。

あと、153 ページなのですから、生涯学習事業の中で、例えばここで大きな4項目がありますけれども、とりわけ5人以上の仲間が集まると、それに対する講座、企画運営したことに対する助成という形でやられておまして、「マイプラン」という形でこの事業はもう10数年ずっと継続をして、以前からかなり好評で、自主的なそういった仲間が集って自主講座を開いておりますけれども、令和元年度は開催が2回で12人の参加ということなのですからけれども、例えば前年度平成30年度は6回で49人、平成29年度は12回で111人の方が参加されておりますけれども、例年10回程度のこういった部分で開催されておりますけれども、令和元年度、この部分で比べると3分の1から6分の1に激減をしているけれども、なぜこのように減ったのかその要因と、出前講座も平成30年度416回から337回に減っておりますけれども、その下の大人の文化講座、これも令和元年度は1回8人の参加なのですからけれども、平成30年度は2回で19人、平成29年度は5回開いて26人とか、一定程度のやっぱりこれらの生涯学習講座、町民の参加をいただいてやっているのですけれども、総じて令和元年度の生涯学習事業、講座についてはかなり大幅に減少しているのですけれども、この要因と、例えば職員数の配置が少ないからとか、そういった部分があるのかどうかも含めてご説明いただきたいと思います。

1、委員長（旗手） 山岸管理課長。

1、管理課長（山岸） それでは、前崎委員の質問に説明をさせていただきます。

まず、1つ目の教員補助員の配置事業でございます。成果報告の中に最終的には6名という形になっておりますけれども、なかなか人員を募集しても集まらず、当初4名でスタートした経過でござ

ざいます。2名の方が1月から採用ということになりまして、このような金額になったものでございます。

続きまして、遠距離通学費の部分でございます。こちらのほう、町外から大樹町から5名、忠類から1名ということで、残りが町内8名ということになっております。

続きまして、下宿なのですが、下宿の内訳といたしまして、幕別町から2名、えりも町から6名という形になっております。管内の状況、私も正式に調べておりませんが、足寄町では月額4万円を上限に助成しているという形でございます。ちょっとほかの町村の状況を詳しく調べておりませんが、目立ったところはそのような形かと思っております。

続きまして、3番目の教員住宅でございます。毎年度500万円予算計上いたしまして、計画的に修繕しております。先ほど委員のほうから説明がありましたように、お風呂についてはユニットバス、シャワー等の整備が終わっておりまして、次に私どもが考えておりますのは、やはり防寒対策等も含めて、玄関ドアを中心に屋根の改修も行っております。現在のところ500万円の予算の中で玄関ドア、屋根改修等のほうに重きを置いているものですから、外壁塗装のところまではまだいっておりませんが、こちらのほうも計画的に進めていきたいと考えております。

以上であります。

1、委員長（旗手） 小川社会教育課長。

1、社会教育課長（小川） マイプランの関係です。5人以上が集まりまして、何かをしたい、自分たちで講師を連れてくる、それに対して助成をしているような事業です。減った要因については、詳しくは分かっておりません。

それから、出前講座のほうにつきましては、学童保育の部分、所管換えになりまして、こちらのほうに派遣していた部分がちょっとなくなったというのが大きな要因になります。あとは3月、コロナ禍にありまして、活動の自粛もあったというのが要因ではないかと思っています。

大人の文化講座につきましても、平成30年度に実施した内容で行う予定だったのですが、1回目の募集で人が集まらず、2回目の募集をかける段取りをしていましたけれども、コロナの関係で開催できなくなったというのが理由になります。

ただ、ここの部分の活動が少し停滞しているかなというのは、こちらにもありまして、今このコロナ禍の中で人が集まる、自粛のそういうようなところが多いわけでありまして、まちづくり計画の中でもこの辺の開催回数であったり人数であったり目標を掲げておりますので、来年度に入りまして、こういった学びの要望があるのかアンケート調査等をして掘り起こしていきたい、そういう内容をまち計のほうにも載せておりますので、そういったことで学習機会を提供する機会というか、情報をお伝えして活性化したいと担当としては思っております。

以上です。

1、委員長（旗手） 前崎委員。

1、委員（前崎） この教員補助員の配置事業ですが、2月の本当に末から3月にかけてコロナの関係で学校も一斉休校とかということで、その後、分散登校とかということで、今、全国的に、いわゆる今の基準では35人とか40人ですが、これを少人数学級、20人学級にしたらど

うかという、そういった声が全国でありますけれども、いずれにしても現時点で広尾町の場合は正規の形でやっていますけれども、この教員補助の方の待遇といいますか、以前お聞きしましたら、月額20万円の報酬とありましたか、この方々が、今、国が国家公務員法の改正によって会計年度職員を設けましたけれども、やはり一定程度の教員の方々の待遇改善といいますか、当然、会計年度職員であれば、一定程度の手当とか、そういう支給する、そういう形で以前から改善されております。

報酬ですと、当然手当も出ませんし、時間外手当も出ないという形で、やはり教員を目指しながらこういった教員補助員をやられていると思うのですけれども、少なくとも、この間の待遇改善といいますか、それを抜本的に取り組んでいかないと改善されていかないのではないのかなと。これからの教育を見据えてやっぱりきちっと対応していく必要があるかと思うのですけれども、その点についてお答えいただきたいと思います。

それと、教員住宅の整備事業の関係なのですが、お風呂については多分10年近くかかって毎年2戸ずつ計画的にやられて、ようやく終わったということで、逆に言えば先に直したものをまた改修していたかもしれませんけれども、いずれにしても、一般住宅の中に教員住宅がありますので、非常にそういった黒ずんだ壁といいますか、やっぱり環境的にいって新しく来られる先生方については、非常に入りにくいといいますか、加えて、前にも何回か取り上げましたけれども、今、多分、教育委員会のほうで住宅の周り全部草刈り、年に2回から3回していますから、多少以前から見れば環境整備はされているのですけれども、ただ、玄関前も、属に言う花畑も一面が草なのですね。やっぱりもう少し、例えば玄関前は砂利を厚くして雑草の出ないように工夫するとか、舗装するのが一番いいかと思うのですけれども、あと、車を止める場所も、特にそうやって整備されていませんし、そういった意味では、学校の先生が快く広尾町に転勤されて勤務できるような、そういった教員住宅の環境整備、これは建物自体がかなり老朽化していますので、それら含めて抜本的な改善が必要かと思うのですけれども、それについてご説明いただきたいと思います。

あと、先ほど生涯学習で、出前講座は広尾町全体でそれぞれの課で取り組んでいるのを集計してやっている部分がありますので、これについてはその年々のニーズに応じてこれらの出前講座の回数も違ってくると思うのですけれども、少なくともマイプランだとか大人の文化講座、これは今まで長年、社会教育主事を配置して、非常に苦労して、いかに生涯学習を高めるかということで取り組んできた。そういったあれでは年々先細りをしている。今、一番、高齢化社会を迎えて生涯学習というのが非常に最も大事な部分でありますし、求められている。そういった意味では、社会的ニーズといいますか、それに応えるやっぱり教育委員会、社会教育行政、これはきちっとやっていかなければならないと思うのです。ここまで非常に数値が落ち込んでいるというのは、ちょっと驚きなのですけれども、その点についてもう一度、今後の改革についてお答えをいただきたいと思います。

1、委員長（旗手） 山岸管理課長。

1、管理課長（山岸） 前崎委員の質問なのですが、まず初めに教員補助員の関係なのですが、現在、教員補助員は、なかなか学校生活になじめないような子ども、そういった子ども

が年々数多くなっております。そういった部分にフォローをしていただくために、今年度は小学校6名、中学校2名、豊似小学校にも1名いたのですけれども、正式採用となって9月に退職されましたけれども、満度な形で教員補助員を今年度は充てることができっております。

ただ、教員補助員の待遇といたしまして、7時間勤務ということで会計年度任用職員の移行時に短時間の会計年度任用職員の形を取りまして、20万円の報酬のまま今年度も待遇をさせてもらっていただいております。ただし、勤務時間は先ほど言いましたように7時間ということで、校務分掌等も一切持たないということにもなっておりますし、少年団活動等も一切行っておりません。先ほど委員からのお話があったように、教員を目指す途中でございますので、なるべく負担なく過ごしていただけるような形を取っております。

続きまして、教員住宅の環境整備でございます。先ほど前崎委員からも言われましたように、空き家等に対しましては、私どもの公務補を活用いたしまして、年に2回程度草刈りをしている状況でございます。先ほど説明いたしましたけれども、500万円の予算の中で、玄関ドアを中心に改修をしておりますけれども、砂利等の部分につきましては、原材料費の予算をつけております。満度ではございませんが、そちらのほうも公務補等も活用いたしまして、さらなる環境整備に努めてまいります。

あと、壁なのですけれども、こちらのほう、もう一度調べ直しまして、計画的に塗装ができるかどうか再度検討してまいります。

以上であります。

1、委員長（旗手） 小川社会教育課長。

1、社会教育課長（小川） マイプランとかにつきましては、自分たちのやりたいことを活動できるものですから、10年前、社会教育係にいたときに10項目くらいはあったのだと思うのですけれども、年々人数が減っている。ただ、やりたいことに対して、講師をどこから引っ張ってきたいのかというようなところもあるのかなと思っています。

今後についてということですが、先ほどご説明したとおり、掘り起こしをしたいと思っております。まずは体験してみたいこと、これらのアンケートを取りまして、大人の文化講座で開催してみると。それに興味を持ったのなら、こういう講師の先生方いらっしゃいますよということで、マイプランにつなげていきたい。今後については、とにかくそういった部分で掘り起こしが必要だと思っていますので、まずはアンケート等によりまして町民の皆さんが生涯学習、何を学んでみたいのか、何をやってみたいのか、その辺のニーズ調査から始めてまいりたいと思っております。

以上です。

1、委員長（旗手） 渡辺委員。

1、委員（渡辺） 説明資料の141ページなのですが、スクールバスの運行事業についての中の、項目からいくと地域住民の乗車状況といいますが、それが載っておりますけれども、これずっとゼロなのですね。それで、調べてみますと、これ何年もゼロが続いているということなのです。これ、たしか住民要望によって開設されたというか、文科省からの許可もあって開始されたという事業なのですから、教育委員会として、なぜこれがゼロが続いているのかということが分析されてい

るのかどうかというのをちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

1、委員長（旗手） 山岸管理課長。

1、管理課長（山岸） 渡辺委員の質問にご説明をさせていただきます。

スクールバスの地域住民の利用は、平成24年を最後に、平成25年から利用がございません。こちらのほう、前にも質問を受けたことがございますが、地域住民が利用するに当たっては、スクールバスの運行の空き状況、それと利用者の利便性、こちらのほうが問題なのかなと思っております。現在のところ、平成25年から利用者がいない状況となっております。

以上であります。

1、委員長（旗手） 渡辺委員。

1、委員（渡辺） 前に議会の中でこの指摘もあつただろうというふうに思いますけれども、ゼロの原因というのが、利用しにくいのかなというふうに思います。例えば、地域の中からバスに乗って終着というか、行くところが、途中どこにも寄らないで、当然広尾小学校なら広尾小学校にぽんと置かれる。そこからやっぱり高齢者の方はどう歩いていくのかということで、それも問題になって、だから行っても歩く距離が多くて乗れないとか、利用しにくいとかという、そういう理由があるのだろうというふうに思っています。普通のバスと違って細かく駐車場を設けるわけにいかないというのは当然理解できますけれども、やはりその辺の利便性みたいなものをどう解決しながら人数を増やしていくのかということも考慮に入れながら、これから進めてほしいなというふうに思っております。

それと、やはり5年も6年も乗っていないと忘れるのですね、住民というのは。そういう制度があること自体を忘れてしまう。だから、周知の必要もあろうかなというふうに考えますけれども、その辺の見解はいかがかなというふうに思いましたが。

1、委員長（旗手） 山岸管理課長。

1、管理課長（山岸） 今、渡辺委員の質問の中で利便性という部分、それとなぜ利用できないのか、さらなる原因追及をしていかないとならないと思っております。

ただ、現在スクールバスの状況は、今年度より高校生の乗車も開始いたしまして、1時間以内の運行というのが、かなりタイトな状況となっております。こちらのほう、どこの部分ができるのか、こういった形が利用しやすくなるのか、そういった部分もこれから考慮していかなければならないと思っております。

それと、あわせて、住民周知なのですけれども、制度がある以上、何らかの形で周知をと考えております。

以上であります。

1、委員長（旗手） 以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号9、10款災害復旧費から12款予備費までを審査します。決算書は、192ページから195ページです。

これより質疑に入ります。10款災害復旧費から12款予備費までに対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号 10、一般会計の歳入について審査します。決算書は 16 ページから 53 ページ、主要施策等説明資料は 5 ページから 10 ページです。

町税徴収実績及び各節において 50 万円以上の収入未済額について、特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

西脇住民課長。

1、住民課長（西脇） それでは、町税の収納実績について申し上げます。

説明資料、成果報告書の 8 ページをお願いいたします。

8 ページ、第 7 表、町税徴収実績表であります。8 ページから 10 ページにわたっております。

まず、8 ページであります。

一般会計の税目と国保税分を合わせた合計額が、町税計として一番下の行に並んでおります。そこで申し上げます。

町税計の調定額、収納額、未納額につきましては、記載のとおりであります。収納率につきましては、99.3%でありまして、前年比で 0.2%の増となりました。

次に、9 ページのほうをご覧ください。9 ページは滞納繰越分であります。

こちら一番下の町税計の行をご覧くださいと思います。こちら調定額、収納額、未納額につきましては、記載のとおりであります。収納率につきましては 12.1%で、前年比で 1.6 ポイント減となっております。

続きまして、めくっていただいて、10 ページをご覧くださいと思います。

このページが現年度分と合わせた合計の表になります。ここでは、町税計の行が下から 3 行目のところに横に並んでおります。読み上げます。調定額は 12 億 9,126 万 4,597 円、収納額 11 億 7,652 万 8,641 円でした。未納額は差引き 1 億 1,092 万 3,765 円となります。収納率であります。91.1%で、前年比 0.8 ポイントの増となっております。

次に、不納欠損の関係でございます。不納欠損、居所不明、居所が分からないとか、どうしても収納困難なものにつきまして、法令に照らしまして不納欠損処分を行っております。表の縦並びの中ほどにあります不納欠損額の列の下から 3 行目に一般会計と国保会計を合わせました不納欠損額を載せてございます。381 万 7,091 円となりました。

最後に、延滞金でございます。これは表の右側のほうにございます。こちら下から 3 行目の延滞金の計の収納額をご覧くださいと思います。42 万 3,632 円の収納額となっております。

以上で終わります。

1、委員長（旗手） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 決算書の 50 ページと 51 ページをお開きをお願いいたします。

20 款 5 項 2 目 5 節の雑入になります。雑入におきまして、過年度起業家等支援事業補助金返還金 50 万 3,000 円の未済額があります。これに伴います令和元年度の収入につきましては、51 ページ備考欄の中段ほどにあります過年度起業家等支援事業補助金返還金として 79 万円が収入としてあったところであります。

以上であります。

1、委員長（旗手） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。1 款町税から 21 款町債までに対する質疑の発言を許します。

浜野委員。

1、委員（浜野） 決算書の 41 ページ、この中ほどに生草売払収入とございます。1,200 万円。これ、オソウシと東豊似の牧草のことだと思うのですけれども、何か面積の割に少ないような気がするのですけれども、面積が幾らですか。すみません。お願いします。

1、委員長（旗手） 平農林課長。

1、農林課長（平） 町営牧場におけます生草売払いの状況でございます。面積ということによろしいですね。

牧区ごとに申し上げます。野塚団地、茂寄団地、オソウシ牧場、これ合計で 134 ヘクタールでございます。

次に、東豊似第 1 牧区 63.5 ヘクタール、もう一つございまして、東豊似の新牧場側 91.2 ヘクタール。

以上でございます。

1、委員長（旗手） 浜野委員。

1、委員（浜野） 合わせますと約 300 に少し切れる数字ですね。そうすると、割り返して、例えば 300 で割っても、小作料といいますか、貸し賃が反 4,000 円くらいになるのですけれども、それと昨日のあれした箇所の中で経費の分が、牛は入れていないのですけれども、いろいろな管理経費がかかるという。管理費が 1,000 万円でございました。生草が 1,200 万円ですね。これで 200 万円の黒字なのでも、3 年前は入牧をしていたときは、黒字よりも、もっと 1,000 万円くらいの赤字だったような気がします。ただ、1,200 万円の収入を 300 切れる面積で割りますと約 4,000 円、1 反歩 4,000 円ちょっと切れるのかなというふうに思っております。

普通は農業委員会、農業者が借りる場合、大体広尾町の平均でいきますと、1 反歩 5,000 円が大体の相場です。オソウシとか東豊似、それに放牧地を貸すといいますか、そういうような形で若干条件が違うとは思いますが、管理費の中に肥料も入っておりますよね。ということは、肥料をまく経費も入っています。普通、農業者が借りる場合は畑、牧草であろうが畑作のものであろうが 1 反歩幾らで借ります。でも、この場合は、全面積ではないかもしれませんが、一応肥料を入れて管理をして貸している。1,200 万円と 1,000 万円の経費ですから 200 万円の黒字は少しあるのですけれども、これ、何か借りる人が得のような気がするのですけれども、これで決算ですからあれですけれども、来年の予算に当たって検討していただければなというふうに思っております。それに対してのご意見があれば。

1、委員長（旗手） 平農林課長。

1、農林課長（平） ただいまの 1 反当たりの単価等についてでございます。施肥等の部分につきましては、現状農協さんのほうに委託しているということで、そちらのほうの委託費の中に算入しております。それから、農協さんのほうというか、豊似集落のほうの中山間の交付金事業がありま

すけれども、そちらのほうからも若干抛出いただいて草地管理をしているところでございます。

ただ、反当たりの単価でございますけれども、実は難防除の雑草の混入、これの度合いによって、どうしても単価を低く抑える必要がある草地がございます。それにつきましては、言われたとおり通常5,000円で設定しておるのですけれども、難防除の雑草の混入状況によって反当たり最低2,400円から3,000円、こういう草地もございまして、そこをご利用いただいた方に対しまして、どうしても売上げの金額としては若干落ち込むというような状況でございます。

草地管理についての今後の考え方でありましても、これから議会のほうに提案する案件もございしますが、輪作体系の導入、例えばビートであるとかデントコーンの耕作、これが草地更新にも有効だという事例もありますので、その辺も試験的に導入してみたいというのが1点、あとは公共事業を使っても草地管理を計画的に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

1、委員長（旗手） では、休憩します。

午前10時50分 休憩

午前11時05分 再開

再開いたします。

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号11、認定第2号 令和元年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定についてを審査します。決算書は196ページから208ページ、主要施策等説明資料は173ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

森谷港湾課長。

1、港湾課長（森谷） それでは、決算書201、202ページをお開き願います。

歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、3節過年度分港湾施設用地使用料16万2,120円の不納欠損額が生じております。これは会社の倒産により回収不能となったことから、地方自治法の規定により、金銭債権の消滅時効に基づきまして不納欠損処分を実施したものでございます。

次に、主要な施策等説明資料173ページをお開き願います。

港湾管理特別会計、2款1項1目貨物上屋管理費の事業番号1、貨物上屋改修事業でございます。これは令和元年度を初年度といたしまして、4か年に分けて貨物上屋の屋根の塗装工事を実施するものです。事業費につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

1、委員長（旗手） これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号12、認定第3号 令和元年度広尾町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いてを審査します。決算書は209ページから221ページ、主要施策等説明資料は174ページから175ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

齊藤総務課長。

1、総務課長（齊藤） それでは、決算書の216ページ、217ページをお願いしたいと思います。

歳出の1款1項1目維持管理費の備考欄になります。01配水池維持経費の中の13委託料の予算流用33万円につきましては、3月11日の雨によりまして、緊急の土砂の除去作業が必要となったため、27節公課費から予算を流用し、委託業務を実施したものでございます。

同じく、1款1項1目維持管理費の備考欄の02施設整備費の11、修繕料の予算流用82万2,000円につきましては、楽古浄水場の給水機器が故障し緊急に修理が必要となったため、15節工事請負費から予算を流用し、修繕を実施したものでございます。

主要な施策でございます。174ページをお願いしたいと思います。

1款1項1目維持管理費の事業番号1、給水事業の（2）、収納状況につきましては、水道使用料の現年度分と過年度分を合わせた収納額は4,923万5,435円で、収納率は99.5%となりました。昨年度99.6%と比べて0.1%の減となりました。

次に、（3）、維持管理事業についてです。浄水場ろ過砂除去委託業務から簡易水道減圧弁点検委託業務につきましては、簡易水道施設の機器の調査・点検・整備、草刈りとその処分を行い、取水及び給水の安全、安定を確保したものでございます。事業内容及び事業費につきましては、記載のとおりでございます。

次に、175ページでございます。

音調津浄水場屋根改修工事から簡易水道無停電電源装置補修工事までは、簡易水道浄水場設備の維持保全を行ったものでございます。豊似浄水場ろ過砂取替工事から音調津浄水場ろ過砂取替工事までは、ろ過池の砂の取替えて浄水能力の回復を図ったものでございます。

続きまして、豊似浄水場テレスコープ、ろ過池の流水の調整装置でございます。部品の取替工事、楽古浄水場テレメータ、これは遠隔操作の測定機の更新工事については配水池の計器、機器を更新しました。量水器取替工事につきましては、計量法に基づき量水器の取替工事を実施したものでございます。工事内容及び事業費につきましては、記載のとおりでございます。

よろしくお願いいたします。

1、委員長（旗手） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号13、認定第4号 令和元年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを審査します。決算書は222ページから240ページ、主要施策等説明資料は176ページから179ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

齊藤総務課長。

1、総務課長（齊藤） それでは、決算書の 227 ページ、228 ページをお願いします。
歳入でございます。

2 款 1 項 1 目下水道使用料、1 節下水道使用料の収入未済額 80 万 3,368 円につきましては、105 件が未納となったものであります。

続きまして、主な施策でございます。資料の 176 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目公共下水道事業費の事業番号 1、国庫補助事業についてでございます。広尾下水終末処理場修繕・改築工事实施設計委託業務につきましては、処理場の機械、電気設備の改修実施設計を行ったものでございます。

次に、177 ページでございます。

広尾下水終末処理場機器長寿化工事につきましては、国庫補助を活用して老朽化した電気設備の計画的な更新を行ったものです。工事概要及び工事請負費については、記載のとおりでございます。

次に、事業番号 2、町単独事業についてです。西通排水区流末調査設計委託業務につきましては、昨年 10 月に大雨により破損した工作物の改修実施設計を行ったものでございます。錦通排水改修工事につきましては、破損した錦通排水末の流末の工作物の改修工事を実施したものでございます。

公共汚水ます設置工事につきましては、新築住宅の水洗化のため、公共汚水ますを新たに設置したものでございます。工事概要及び工事請負費は、記載のとおりでございます。

次に、178 ページでございます。

2 目個別排水処理事業費の事業番号 1、町単独事業、179 ページに移りますが、(2)、広尾町個別排水処理事業についてですが、個別排水処理施設の整備につきまして新設 4 件の実施となりました。工事概要及び工事請負費につきましては、記載のとおりです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

1、委員長（旗手） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号 14、認定第 5 号 令和元年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを審査します。決算書は 241 ページから 269 ページ、主要施策等説明資料は 180 ページから 183 ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

西脇住民課長。

1、住民課長（西脇） それでは、国保会計の不用額についてご説明いたします。決算書の 260 ページ、261 ページをお願いいたします。

ページの中ほどの 2 款 4 項 1 目出産育児一時金であります。節の上から 4 段目、19 節負担金補助及び交付金であります。ここで 126 万円の不用額が生じております。これにつきましては、年度内

の出生数が見込みを下回ったための不用額であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

1、委員長（旗手） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

前崎委員。

1、委員（前崎） 説明資料の180ページでありますけれども、この中でいろんな、令和元年度年間平均被保険者数等々出ていますけれども、実は先ほど歳入の中で国税の現年度分の収納率、滞繰の収納率、説明ありましたけれども、現年度分は98.5%ということで前年度から0.9ポイント増えていますけれども、逆に滞繰繰越しが9.4%ということで、前年から比べたら4.7ポイント減っておりますけれども、こういった中で令和元年度年間平均の被保険者数1,847人となっておりますけれども、この資格証明書、多分数年前は発行ゼロだったというふうにお聞きしているのですけれども、令和元年度あるいはここ2年、3年の間の資格証明書の発行状況、これについてご説明いただきたいと思います。

1、委員長（旗手） 楠本住民課長補佐。

1、住民課長補佐（楠本） 国保の被保険者証の資格証明書の発行状況であります。平成29年、平成30年、それから令和元年度におきまして、該当者2名ということになっております。

1、委員長（旗手） 前崎委員。

1、委員（前崎） 資格証明書の部分については、滞納者のいわゆる被保険者証の交付実態については、本町の場合は短期証として3か月と6か月と、それと資格証明書、こういう形でやっておりますけれども、とりわけ資格証明書については10割全額を窓口で払わなければならないということでありまして、全国でも例えば保険証を持っていない人ですとか、いわゆる資格証明書所有者で全額支払うだけの所持金がないということで、結果として病院に行きそびれた、そういった意味では早期治療ができないということで命を落としたということも、部分的ですけれども、全国的に報告されているところですが、本町について、そういった滞納者、資格証明者あるいは保険証の持っていない方の相談業務とか、そういった部分でこの間そういった相談があったかどうか、これについてご説明いただきたいと思います。

1、委員長（旗手） 楠本住民課長補佐。

1、住民課長補佐（楠本） 資格証明書を発行している方の内容になりますが、この方々につきましては、再三にわたり連絡を取りましても納税相談に応じない方や、また、住所を異動しないまま事実上の居所不明となっているケースとなっております。今、前崎委員がおっしゃったように、病院に行くという状況を本人からお伺いしたときに逼迫した状態であれば、納税相談をさらにその上で行って分納誓約等を交わしていただければ、その場で資格証から短期証に切り替えるというような対応も行っております。

以上です。

1、委員長（旗手） 以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号15、認定第6号 令和元年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

を審査します。決算書は 270 ページから 294 ページ、主要施策等説明資料は 184 ページから 193 ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

宝泉保健福祉課長。

1、保健福祉課長（宝泉） それでは、説明させていただきます。

決算書の 275 ページ、276 ページをご覧ください。

介護保険特別会計の歳入でございます。

1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者介護保険料についてでございます。1 節現年度分につきまして 29 万 2,500 円の未収が生じました。対前年度比 22 万 2,900 円の減でございます。未収件数につきましては 7 件で、対前年度比 13 件の減となりました。収納率につきましては 99.77%、対前年度比 0.19 ポイントの増となりました。

次に、2 節滞納繰越分としましては、未収額が 128 万 5,542 円となりました。対前年度比 106 万 4,480 円の減であります。なお、不納欠損額は 13 件で 103 万 9,750 円となりました。未収件数につきましては 17 件、対前年度比 14 件の減となりました。収納率につきましては 18.69%、対前年度比 4.08 ポイントの増となりました。現年度分と滞納繰越分の合計額 157 万 8,042 円を令和 2 年度に繰り越すことになりました。対前年度比 128 万 7,308 円の減であります。なお、収納率につきましては 97.91%、対前年度比 0.18 ポイントの増となりました。

次に、歳出でございます。

283 ページ、284 ページをご覧ください。

予算の流用についてです。

1 款総務費、3 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費、284 ページ右側の備考欄上段です。12 節役務費の主治医意見書作成手数料 178 万 6,940 円は、その下の 2 目認定調査費、介護認定調査費、13 節委託料の認定調査委託料から 10 万 4,000 円を流用しました。

次のページをお願いします。285 ページ、286 ページをご覧ください。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目介護サービス保険給付費、19 節負担金補助及び交付金におきまして、436 万 1,363 円の不用額が生じました。保険給付費の確定によるものであります。

同じページです。2 款 2 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス等費、19 節負担金補助及び交付金におきまして、68 万 4,682 円の不用額が生じました。こちらにつきましても、保険給付費の確定によるものであります。

次に、決算に係る主要な施策等説明資料について説明いたします。

資料の 186 ページをご覧ください。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目介護サービス保険給付費、事業番号 1 番、介護サービス保険給付事業についてでございます。下段右側の表、(3)、その他分サービス集計の下段、保険給付費合計①+②は 5 億 6,811 万 7,343 円となり、対前年度比 1.1%、642 万 6,078 円の増となりました。介護サービス保険給付費の増加につきましては、居宅介護サービスにおいて（看護）

小規模多機能型居宅介護サービスの利用が増えたことが主な要因となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

1、委員長（旗手） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号 16、認定第 7 号 令和元年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを審査します。決算書は 295 ページから 311 ページ、主要施策等説明資料は 194 ページから 197 ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

金石特別養護老人ホーム所長。

1、特別養護老人ホーム所長（金石） それでは、決算書 304 ページ、305 ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目特別養護老人ホーム事業費となります。まず、7 節賃金となります。95 万 7,202 円の不用額が生じております。これは臨時職員、介護職員ですね。臨時調理員の 2 月、3 月賃金確定によるものとなります。

続きまして、同じページとなります。11 節需用費です。143 万 4,388 円の不用額が生じております。主な内訳は、燃料費、光熱水費、葬祭費となっております。

続きまして、主要な施策説明資料をお願いいたします。

ページ数、196 ページとなります。

4 の施設整備事業、上段から 2 段目になります。入所者用ベッド購入事業、昨年からの引き続きの事業でありますけれども、電動ベッド、平成 6 年に購入して 26 年経過しております。そのベッドを大幅に更新ということで、11 台更新となっております。引き続き、この事業で更新していきたいのですけれども、こういった中身で事業費、成果については記載のとおりとなっております。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

1、委員長（旗手） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

前崎委員。

1、委員（前崎） 説明資料の 194 ページ、（4）の年齢別入所者数、令和 2 年 3 月 31 日現在の関係ですけれども、42 名の入所者となっております。実は前年度、平成 31 年 3 月 31 日現在、このときの入所者数が 43 人ということで、それよりもさらに減っているのですけれども、実は平成 30 年度、特に 10 月 1 日以降、入所者の方がお亡くなりになったということで、年度間で 16 名の方が亡くなっておりまして、そういった意味で、平成 30 年の後半に集中したこともあってなかなかカバーできなかったということでありましたけれども、亡くなって次の方を入れる場合でも、連絡調整ですとか家族の意向調査を含めて大体 2 週間から 1 か月ぐらいかかるというふうに聞いておりますけれども、令和元年度においても 15 名の方が亡くなっておりますけれども、この 42 名という方しか

入所されていないということなのですからけれども、これらの実態についてご説明をいただきたいと思っています。

1、委員長（旗手） 金石特別養護老人ホーム所長。

1、特別養護老人ホーム所長（金石） 入所者数の42名という実態についてということですが、今、委員さんから指摘あったように、亡くなられた方が多いという部分、特別養護老人ホームは基本的に重度な方が優先して入所されてきますので、やっぱり亡くなるリスクが高いということ、亡くなる方がとても多くなっております。

それに亡くなった方がいれば入所のほうを進めていくわけですが、入所の順が来て家族に連絡をして入所の意思を確認して、面談を行って、主治医からの連絡等も含め日程調整したら、どうしてもやっぱり2週間以上入所にかかってしまうという状況があります。それに加えて、待機者はいるのですが、待機者に連絡を取ったところ、ご家族が入所をちょっと考えさせてほしいということで、その猶予も含めて見送られる方が相当いらっしゃるというのも、入所を遅らせている事実であります。

なので、3月末時点では、どうしても42名という報告になってしまったのですが、入所がスムーズに進めば、入所者数も増えていく状況があります。今日時点で入所者数が46名ということで増えております。そういった形で今後も、待機者がいますので、スムーズに入所できるよう努めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

1、委員長（旗手） 前崎委員。

1、委員（前崎） 以前の所長さんにお聞きしましたら、亡くなっても今言ったそういった意向調査ですとか、連絡調整で一定の時間がかかるというようなことでありましたけれども、施設の中における介護士の体制といいますか、そういった意味で、厚生労働省が示している施設基準でいけば、養護老人ホームは入所者15人に対して職員1人ですが、特養はそれが3対1ということであれですが、施設基準の数値よりも、いろんなローテーション等があって、実際はそれ以上の職員配置がありますけれども、とりわけ平成27年4月1日現在の職員数の関係なのですが、これを見ると、例えば介護士の関係なのですが、正職員が8人、それからフルタイムの臨時職員が15人、本当の時間パートが2人ということで、それで25人の体制でやっています、このときは入所者も平年ベースで50人を確保していましたが、令和元年度のいわゆる令和2年3月末の職員配置数を見ると、介護士の正職員5人、平成27年度と比べると3人減っています。それから、フルタイムの臨時職員15人、令和元年度から比べると、これまた4人増えております。時間パート、これが2人ですから、これは令和元年度から4人増えている。総体でも平成27年度は25人ですから、令和元年度の体制は22人ということで、3人ほど減っているのです。

以前からも施設の職員の正職員化という形で何度か議会でも取り上げてきましたけれども、理事者のほうからは、運営について今後どういう形で行うか検討しているということで、既にもう4年ほど前からそういったご答弁を受けておりますけれども、今、毎回のよう、これは養護老人ホームを含めてでしょうけれども、老人ホームの職員の募集が毎回のよう、放送とか広報で出ていますが、現場の職員もそういった意味では大変だと思いますし、特に限られた職員の中でローテ

ーションを回していますから、それでなくても労働条件の厳しい施設、そういったことを考えると、やはり職員体制の整備というのは現場の職員に任せるのではなく町理事者が先頭に立って、そういった部分で職員の体制整備、その上で施設の体制の整備を図る。少なくとも今、入所待機者も基本的には、従前は介護度1、2も受け付けしましたがけれども、法の改正で今、介護度3からしか受け付けしませんけれども、実態では待機者が、例えば介護度4とか介護度5が合わせて19人もいます。非常に重たい方が待機をされているということですから、速やかに50の定員になるように、そういった努力をしていかなければ、やっぱり住民の負託に応えられないと思いますけれども、その点についてお答えをいただきたいと思います。

1、委員長（旗手） 田中副町長。

1、副町長（田中） 特別養護老人ホームの入所者の実態の関係、それから職員の処遇の改善の部分についても併せてご質問がありました。

入所者の現状については、今、徐々に定員に向けて努力をしているという状況でありまして、現在46人というところでご理解をいただきたいと思います。入所の部分につきましては、先ほど所長のほうからもありましたけれども、待機者がそれだけいるという状況を踏まえて、職員一丸となって入所していただくような手続を遅滞なく進めるよう私のほうとしても指示をしているところであります。

また、養護老人ホーム、それから特別養護老人ホームを含めて介護員等の処遇の改善の部分につきましても、これも議会等でも説明をさせていただいておりますけれども、令和2年度から会計年度任用職員の制度が始まりましたけれども、特養、養護については介護員については1年前倒しをして会計年度任用職員と同じような制度で待遇改善を図っているところであります。

また、施設の中でも、所長が先頭になって職員の聞き取り、個人面談実施をしております、昨年は令和元年の8月に全職員、正職員、臨時職員含めて全員の個人面談を行って、今の勤務体制がどうなのか、賃金、待遇面でどうなのか、人間関係も含めてそういった面談を実施させていただいて、職場環境の改善に努めているところであります。

今後とも、町民の皆さん、待機者の皆さんにもご迷惑をかけないような形で進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

1、委員長（旗手） 以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号17、認定第8号 令和元年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを審査します。決算書は312ページから322ページ、主要施策等説明資料は198ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明を願います。

西脇住民課長。

1、住民課長（西脇） それでは、決算書で収入未済額、不用額のご説明を申し上げます。

まず、歳入であります。予算書の317ページ、318ページをお開きください。

上のほう、1款1項2目の普通徴収保険料の1節現年度分普通徴収保険料であります。ここで収入未済額112万9,400円となっております。これは4人の未納でございます。

続きまして、歳出でございます。決算書を1枚めくっていただきまして、319ページ、320ページ

をお願いいたします。

真ん中より少し下、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金であります。19節の負担金補助及び交付金でございます。114万6,928円の不用額が生じております。これにつきましては、保険料と保険基盤安定負担金から見積りを行ってございましたけれども、負担金の確定により不用額が生じたものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、委員長（旗手） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号18、認定第9号 令和元年度広尾町病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定についてを審査します。決算書は323ページから331ページ、主要施策等説明資料は199ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

齊藤総務課長。

1、総務課長（齊藤） それでは、主要な施策等で説明したいと思います。

主要な施策等説明資料の199ページ、最後のページになります。

事業番号1、病院事業債貸付の関係でございます。

広尾町国民健康保険病院で整備した医療機器に係る地方債を借り入れしまして、病院へ貸し付けました。整備した医療機器については、記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

1、委員長（旗手） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を集結します。

次に、審査番号19、認定第10号 令和元年度広尾町水道事業会計決算認定についてを審査します。水道事業会計決算書をご覧ください。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

田中副町長。

1、副町長（田中） それでは、令和元年度の水道事業会計の説明をさせていただきます。決算書をご用意いただきます。決算書の2ページ、3ページであります。

水道事業決算報告書であります。金額は、消費税込みの金額であります。

初めに、（1）の収益的収入及び支出の収入についてです。

第1款水道事業収益の決算額につきましては、1億6,430万4,800円となりました。

次に、下段のほうでありますけれども、支出であります。

第1款水道事業費用の決算額につきましては、1億5,758万7,549円となりまして、不用額は375万451円となりました。

次に、4ページ、5ページをお願いいたします。

(2)の資本的収入及び支出の部であります。下段のほうです。

第1款資本的支出の決算額につきましては、5,508万3,522円となりました。不用額は2,478円であります。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,508万3,522円につきましては、4ページの表の一番下段に記載のとおり、所定の財源をもって補填をしたところであります。

次に、6ページをお願いいたします。

2の財務諸表の(1)、令和元年度広尾町水道事業損益計算書であります。以降、金額につきましては、消費税抜きとなっております。

1の営業収益から2の営業費用を差し引いた額2,785万1,096円が営業損失となりました。

次に、3の営業外収益から4の営業外費用を差し引いた額3,097万6,623円を営業損失に加えた経常利益につきましては、312万5,527円となりました。

これから5の特別損失を差し引いた当年度純利益は、312万4,067円となったところであります。

7ページをお願いいたします。

水道事業の剰余金の計算書であります。表の中段から下に記載しております当年度変動額について説明をいたします。

当年度におきましては、利益剰余金に当年度純利益のプラス312万4,067円が発生し、表の右下、一番下でありますけれども、資本合計の当年度末残高が13億6,226万1,605円となったものであります。

続きまして、8ページであります。

剰余金の処分計算書であります。先ほどの未処分利益剰余金312万4,067円の処分につきましては、広尾町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の規定に基づきまして、減債積立金と建設改良積立金にそれぞれ記載のとおり積立処分としたものであります。

次に、9ページ、10ページをお願いいたします。

貸借対照表であります。

初めに、9ページの資産の部についてです。

1の固定資産の合計は17億4,410万7,322円であります。

2の流動資産の合計は2億5,157万9,201円となったことから、資産の合計は19億9,568万6,523円となりました。

続いて、10ページの負債の部であります。

3の固定負債は、(1)の長期企業債でありまして、3億205万2,189円であります。

4の流動負債の合計は4,212万4,199円であります。

5の繰延収益は、(1)、長期前受金の合計が4億6,276万4,876円となりまして、(2)、長期前受金収益化累計額を差し引いた繰延収益合計は、2億8,924万8,530円となりました。

この結果、3の固定負債と4の流動負債及び5の繰延収益の合計である負債の合計は6億3,342万4,918円となりました。

11ページをお願いいたします。資本の部であります。

6の資本金の合計は11億8,658万9,223円、7の剰余金の合計は1億7,567万2,382円で、6、資本金と7、剰余金を合わせた資本合計は13億6,226万1,605円となりました。このことから資本負債の合計につきましては、11ページが一番下に記載のとおり19億9,568万6,523円となりまして、9ページ一番下の資産合計と同額となるものであります。

次に、12ページであります。キャッシュ・フロー計算書であります。

キャッシュ・フロー計算書の対象となっている資金の範囲につきましては、貸借対照表における現金預金と同範囲となっております。ページが一番下の資金期末残高と9ページの下から4行目の現金預金額が同額の2億4,876万7,770円となっているものであります。

説明につきましては、以上であります。よろしくお願いいたします。

1、委員長（旗手） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

これをもって各会計ごとの審査を終了します。

これより討論、採決を行います。

初めに、認定第1号 令和元年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

前崎茂委員。

1、委員（前崎） 認定第1号 令和元年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定に対し、反対討論をいたします。

来年度から2030年度までの10か年間の第6次広尾町まちづくり推進総合計画がスタートします。この策定に、当該まちづくり推進計画委員会条例第6条に「委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。」と規定が設けられていますが、これに反する会議が開催されており、看過はできないところであります。

また、子ども農山漁村ホームステイ受入れ交流事業について、趣旨は認識するとしても、その費用は荒川区もしくは利用する本人が負担すべきものであり、財政が厳しい本町が負担することは到底町民の理解は得られません。

加えて、2泊3日のホームステイを企画する委託料として176万7,000円もの多額の委託料を支出することは、容認できるものではありません。長崎県西海市との本町児童との交流事業は3泊4日の日程で交互交流していますが、全て職員の手作りであり、その格差は歴然としており、あまりにも乖離しております。

さらに、本町の児童が西海市を訪問する際は1人当たり2万7,000円の個人負担をしており、この負担を軽減することが本町としても取り組むべきものであります。ふるさと納税の使途は広尾町の子ども達の皆さん、町民に対して活用できるよう、システムの見直しをすることが急務であります。

また、全国でも本町だけと言われる政治家記念館は、本来、地方公共団体が運営すべきものでは

ありません。加えて、建設後 30 年以上が経過し基金残高も 2,900 万円まで減少、速やかに運営形態の見直しをすべきものであります。

よって、本決算認定に反対をするものであります。

1、委員長（旗手） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

北藤利通委員。

1、委員（北藤） 私は、令和元年度広尾町一般会計決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

本会計の決算審査においては、歳入歳出決算書及び主要な施策等の説明について、その正確性を認めるところであります。

令和元年度は、農林水産、商工観光など、産業振興をはじめ子育て支援として医療費の助成など、活力あるまちづくりの展開、地域福祉、健康予防、安心して暮らすことができるまちづくりに努めた内容でありました。

さらには、地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院がスタートし、地域医療体制の強化に努めた内容でありました。

財政運営においても、各種財政指標や地方債の現在高、基金状況等を見ても、健全化への努力が認められるものであります。

よって、本決算認定に賛成するものであります。

1、委員長（旗手） 次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

小田雅二委員。

1、委員（小田） 今回の決算認定については、幾つかの理由で反対させていただきます。

まずもって子ども農山漁村交流事業に対して、人件費、物件費等を含め約 1,000 万円という巨額の前年度予算が何年にもわたり使われています。この事業については多くの町民から、何で荒川区の子どもたちにこれまでのことをするのだ、広尾の子どもたちはどうするのだよという怒りにも満ちた声が多数あります。

財源がふるさと納税であろうと、企業版であろうと、広尾町の前年度予算とは広尾町の町そのもの、そして広尾町に住む人々、そして広尾の子どもたちのために使われるという大前提があります。この当たり前のルールが今回の決算においても破られています。広尾町の前年度予算でもない荒川区の子どもたちだけを対象とするこのような事業は、一般父兄にとっても、どなたが見ても不公平で、かつ不思議なものとして映っていると思います。広尾町の議会として、あるいは広尾町の議員として、このような事業に対する認定について論議すること自体間違っています。当たり前のことを言いますが、荒川区の区議会ではなく、広尾町の議会であります。財政が逼迫していて厳しいというのであれば、なおさらのことです。この事業の積極的な廃止あるいは規模の縮小を求め、広尾町の前年度予算でもない荒川区の子どもたち向けの事業に転換すべきであります。

ほかの反対理由としても、今、前崎委員が言われた昨日の委員会でのことでありますが、過去のまちづくり推進計画委員会の会議としての成立要件について疑義がただされたところであります。このことについての質疑の終結についても、大きな問題があると思います。町長以下、綱紀粛正に

努める姿勢が大変弱いものと思いました。あつてはならないことがあったわけですから、もっと強く再発防止に取り組む意欲と反省が町長からなかったのは大変残念なことであります。

また、今、私が行っているこの討論であります、最初に反対討論、そして賛成討論と続いています。反対討論で個別の予算や事業について、例えばこのホームステイ事業ですが、反対の立場の根拠が示されたのであれば、賛成の立場の方は、ご自分の賛成討論の中で賛成の根拠を示してくれることを希望します。そのことで本来の討論の形に近づくこととなると思います。

以上、私の反対討論を終わります。以上です。

1、委員長（旗手） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

浜野隆委員。

1、委員（浜野） 私は、令和元年度広尾町一般会計決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

本決算における子ども農山漁村交流事業は、平成 29 年 3 月に内閣府の地域再生計画の認定を受けて事業を行っているものであります。事業費の財源内訳を見ても、企業版ふるさと納税、一般指定寄附金、個人版ふるさと納税を財源としており、広尾町の一般財源は使われておりません。寄附金の使い道を「子ども農山漁村交流から始めるまち・ひとづくり」と明確に示していることから、寄附者の意向に沿った事業執行となっているところであります。

この事業は、ホームステイにとどまらず、広尾町民にとっては、地元の魅力を再発見し、その魅力を都市部へアピールすることへつなげる機会にもなっております。それが事後交流であり、学校給食への広尾町産の食材の提供であります。このような荒川区との地域ぐるみの活動が地域住民や保護者から共感を得て、将来の移住や定住、関係人口の拡大につながるものと考えられます。

また、本決算は、農林水産、商工観光等における産業振興、地域福祉、病院運営など、町民が安心・安全に暮らせるまちづくりに取り組んだ決算内容であることから、本決算認定に賛成するものです。

1、委員長（旗手） これをもって討論を終了します。

これより認定第 1 号 令和元年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本件を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第 2 号 令和元年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第2号 令和元年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第3号 令和元年度広尾町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第3号 令和元年度広尾町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第4号 令和元年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第4号 令和元年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第5号 令和元年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

前崎茂委員。

1、委員(前崎) 認定第5号 令和元年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計決算認定に反対

討論をいたします。

令和元年度国保事業勘定特別会計に係る賦課限度額は、後期高齢者支援金、介護納付金分を合計すると、現行の 93 万円から 96 万円に 3 万円引き上げられております。平成 18 年度の賦課限度額 62 万円から比べると、10 年余で 1.5 倍超の 34 万円もの大幅な増加となっております。道内では、賦課限度額を地方税法の規定により低く抑えている保険者が 26 市町村、2 割近くに達しており、国保に加入している被保険者に配慮しているところであります。国庫負担の増額なしに限度額引上げだけでは、国保財政の窮迫は解決できるものではありません。

また、昨年度から北海道が国民健康保険の運営の責任主体となる都道府県化が移行されたところですが、被保険者の多くが低所得者であるのにもかかわらず、国保税が高いという課題は変わっておりません。

さらに、一般会計からの繰入れが大幅に削減されたことにより、平成 12 年度から 18 年間据え置かれてきた国保税が、4 人家族の標準世帯では昨年度に引き続き 2 年連続の引上げとなっております。

加えて、被保険者数が増えることにより均等割額が増加し、他の社会保険制度ではない負担割合が増加しており、被保険者の負担は増すばかりであります。

よって、本決算認定に反対をいたします。

1、委員長（旗手） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

北藤利通委員。

1、委員（北藤） 私は、令和元年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

国民健康保険事業につきましては、北海道が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営全般の中心となっています。

広尾町は、引き続き保険給付、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を担っており、町民の健康と福祉を守る重要な役割を果たしております。

本決算は、国民健康保険事業の運営に必要な不可欠な歳入歳出であり、適正な会計処理がなされていることから、賛成するものであります。

1、委員長（旗手） これをもって討論を終了します。

これより認定第 5 号 令和元年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本件を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第 6 号 令和元年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第6号 令和元年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第7号 令和元年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第7号 令和元年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第8号 令和元年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第8号 令和元年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第9号 令和元年度広尾町病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第9号 令和元年度広尾町病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

次に、認定第10号 令和元年度広尾町水道事業会計決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第10号 令和元年度広尾町水道事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は認定することに決しました。

これをもって本委員会に付託された案件の審査は、全て終了しました。

お諮りします。本委員会の審査報告は、正副委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、審査報告書は、正副委員長に一任することに決しました。

これをもって決算審査特別委員会を閉会します。

閉会 午後 0時16分